第一、二、三、四、五、六古墳	大正十年内務省告示第三十八号及び平成二十六年文部科学省告示第百四十二号	岡山県岡山市北区新庄下字造山	九六二番、九六五番一、九六五番九、九六六番、九六七番、九七一番、九七二番、九七三番、九七四番、九七五番、九七七番、九八〇番、九八一番、九八二番、九八三番、九八四番、九八五番、九八六番、九八七番、九八八番、九九一番、九九二番、九九五番、九九六番、九九七番、九九八番、一〇一番、一〇二番、一〇三番、一〇四番、一〇五番、一〇六番、一〇七番、一〇八番、一〇九番、一一〇番、一一一番、一一二番、一一三番、一一四番、一一五番、一一六番、一一七番、一一八番、一一九番、一二〇番、一二一番、一二二番、一二三番、一二四番、一二五番、一二六番、一二七番、一二八番、一二九番、一三〇番、一三一番、一三二番	右の地域に介在する道路敷、岡山県岡山市北区新庄下字造山九七〇番と同九七一番に挟まれる道路敷、同九八四番一及び同九八三番一に北接する道路敷、同九八四番二に南接する道路敷を含む。
勝瑞城館跡	平成十三年文部科学省告示第十八号、平成十年文部科学省告示第百十六号、平成二十年文部科学省告示第百四十二号及び平成二十二年文部科学省告示第百七十七号	徳島県板野郡藍住町勝瑞字東勝地	一九〇番二、一九一番、一九二番二、一九三番三		
宗像神社境内	昭和四十六年文部省告示第百十九号、平成二十五年文部科学省告示第百四十七号及び平成二十七年文部科学省告示第百七十三号	福岡県宗像市大島	別図の通り。 備考　別図は省略し福岡県教育委員会及び宗像市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。（参考図参照）		
城山横穴群	平成二十六年文部科学省告示第百三十七号及び平成二十八年文部科学省告示第百四十五号	福岡県田川郡福智町金田	七二八番一		
石塚山古墳	昭和六十年文部省告示第十三号	福岡県京都郡苅田町富久町一丁目	一九番三		
井寺古墳	大正十年内務省告示第三十八号	熊本県上益城郡嘉島町大字井寺字富屋敷	二八九〇番、二八九六番一、二八九六番二、二八九六番一二	熊本県上益城郡嘉島町大字井寺字富屋敷二八八九番三と同二八九六番二一五に挟まれ同二八九〇番と同二八九六番五に挟まれるまでの水路敷を含む。	
穆佐城跡	平成十四年文部科学省告示第三十八号	宮崎県宮崎市高岡町小山田字麓	九二一番、九二二番二		

史跡　佐渡金銀山遺跡　追加指定地域参考図

